

高松市監査委員告示第14号

工事監査（随時監査）結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年3月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

工事監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	R7	R8.1.30	第2号	意見	SDS（安全データシート）に関する安全衛生対策の実施について	P4	都市整備局	建築課	R8.2.20
2				意見	施設の大屋根に軒樋を設置することについて	P5			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 合理的な工事施工の観点から改善が望まれるとしたもの。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象工事	令和7年度／犬猫一時保管施設（仮称）建設工事		
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	令和8年1月30日
区分	意見		
意見の項目	SDS（安全データシート）に関する安全衛生対策の実施について		
意見の内容	建設工事の施工に当たっては、SDSに記載されている化学物質の取扱上の注意点に基づいた安全衛生対策を立案し、施工計画書等に反映するとともに、朝礼時やKY活動時に、作業員に周知するよう、施工業者を指導されたい。		
公表文該当ページ	P4		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年2月20日
所管課等	都市整備局 建築課
措置結果	本件意見については、令和8年2月に、施工業者に対し、SDSに記載されている化学物質の取扱上の注意点に基づいた安全衛生対策を、施工計画書に反映するとともに、朝礼時やKY活動（危険予知活動）時に、作業員に周知するよう指導した。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象工事	令和7年度／犬猫一時保管施設（仮称）建設工事		
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	令和8年1月30日
区分	意見		
意見の項目	施設の大屋根に軒樋を設置することについて		
意見の内容	施設の通用口側の大屋根については、大屋根から落下する雨水によるアスファルト舗装部の浸食を防ぎ、雨水を適切に排水するため、軒樋の設置を検討されたい。		
公表文該当ページ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年2月20日
所管課等	都市整備局 建築課
措置結果	本件意見については、雨水の落下によるアスファルト舗装部の浸食を防ぐため、施設の雨水排水について、再度検討した結果、施設の通用口側の大屋根に軒樋を設置した。